

伊豆の国市

第2次地域福祉計画

平成 25 年3月

伊豆の国市

はじめに

伊豆の国市総合計画では「だれもがすこやか、元気に生きるまち」を基本方針の1つに掲げ、住み慣れた家や地域で、その人らしい自立した生活を安心して暮らし続けられるまちづくりを推進しています。

平成20年には、「市民が支える地域福祉、心温まるいずのくに」を基本理念として第1次地域福祉計画を策定し、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人との繋がりを基本とした、お互いを支えあう地域づくりを目指してきました。この第1次地域福祉計画の策定から5年が経過し、低迷が続く経済情勢、急速な少子高齢化や東日本大震災の発生など地域福祉を取り巻く環境は大きく変わってきています。このような社会情勢のなかで、人々のライフスタイルや価値観も変わり、市民の福祉サービスに対するニーズは、高まるとともに多様化してきました。

必要としている人に必要な福祉サービスが確実に提供できるよう、計画的なサービス提供の基盤整備を行うとともに利用者ニーズを踏まえた質の高いサービスを提供しなければなりません。そのためには、行政だけでなく社会福祉協議会をはじめとする各種団体の活動の充実を図り、そこに住む市民が地域の福祉活動へ主体的に参加できる、地域に根ざした支えあいのネットワークを築いていくことが重要です。

第2次地域福祉計画では、これまで各地域で行われてきた市民主体のボランティア活動や支えあいの活動を継承し、それらを発展させながら、福祉文化の醸成や利用者主体の福祉サービスの充実を図り、安全・安心に暮らせる環境づくりを促進いたします。市民一人ひとりが福祉の心を持ってお互いに支えあい、市民・団体・地域・行政等が協働の関係をつくり、それぞれの活動や公的サービスなどを連携させて、「地域ぐるみの福祉」を推進してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民をはじめ、ご尽力いただきました策定委員、関係機関や団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成25年4月

伊豆の国市長 小野 登志子



目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の期間.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	2
第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	3
第1節 人口や世帯の状況.....	3
第2節 本市の子どもの状況.....	5
第3節 本市の高齢者の状況.....	7
第4節 本市の障がいのある人の状況.....	9
第5節 本市の地域の状況.....	11
第6節 アンケート調査からみえる地域の状況.....	12
第7節 関係団体ヒアリングの実施について.....	18
第8節 本市の地域福祉に係る課題のまとめ.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
第1節 計画の基本理念.....	24
第2節 計画推進の視点.....	24
第3節 計画の基本目標.....	25
第4章 具体的な取組み.....	26
基本目標1 福祉文化の醸成.....	27
基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実.....	34
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり.....	42
第5章 計画の推進に向けて.....	52
第1節 計画の推進.....	52
第2節 計画の進行管理.....	52
第6章 関連資料.....	53
1. 策定委員会委員名簿.....	53
2. 用語解説.....	54

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

近年、高齢化や少子化の進行、家族構成の変化や価値観・ライフスタイルの多様化などにより、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中、地域においては支援を必要とする人が増加し、福祉ニーズについても多様化しています。

今後、一層増大し多様化する福祉ニーズに公的サービスのみで対応することは難しく、地域における助け合いや、住民を軸とするさまざまな主体との「協働」で生活課題の解決に取り組む「地域福祉」が、一層求められます。

「地域福祉計画」は、地域の助け合いによる福祉である「地域福祉」を推進し、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、お互いを支えあう地域づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

市民・団体・地域・行政等が、それぞれの役割を担いながら、お互いに力を合わせる協働の関係をつくり、住民や関係諸団体の活動、公的サービスなどを連携させ、「自助」「共助」「公助」に基づく「地域ぐるみの福祉」の推進を目指します。

第2節 計画の期間

本計画は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 ヶ年を計画期間とします。また、社会情勢の変化に合わせて、適宜見直しを行います。

■計画期間

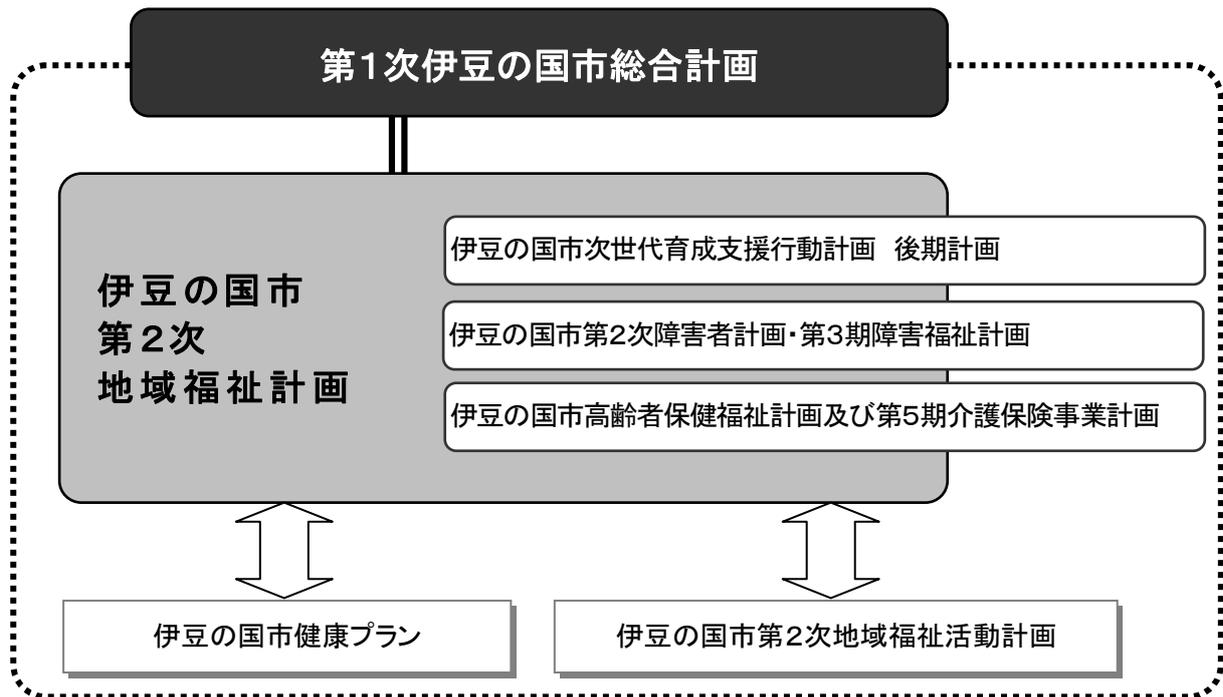
平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
伊豆の国市地域福祉計画(前計画)									
				見直し	本計画				
									見直し

第3節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条で定める市町村地域福祉計画として、伊豆の国市に暮らすすべての人を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画として策定します。

また、国・県の関連計画を考慮するとともに、第 1 次伊豆の国市総合計画を基盤として、市の地域福祉に関連する計画や、伊豆の国市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合を図りつつ策定します。

■関連計画との関係図



第2章 市の地域福祉を取り巻く現状と課題

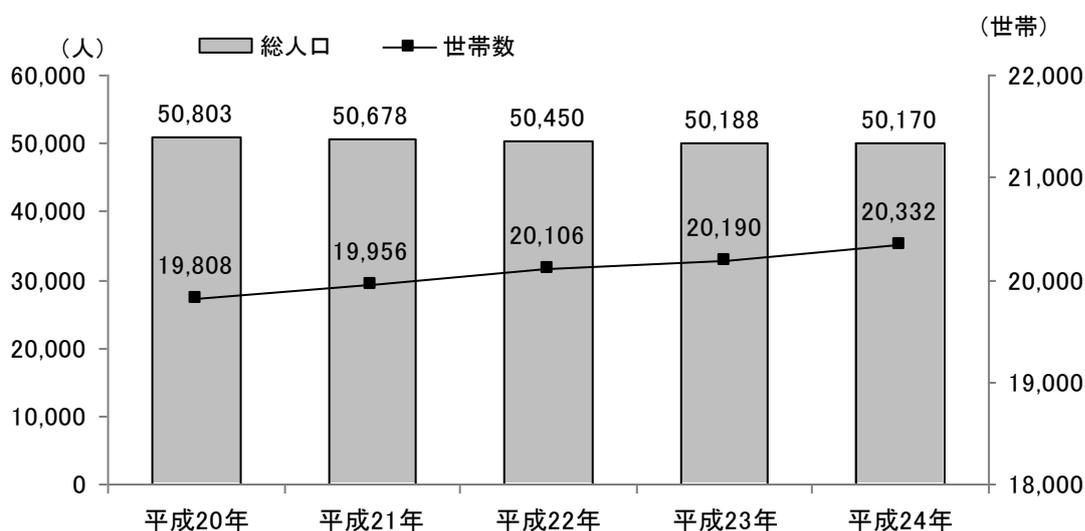
第1節 人口や世帯の状況

(1)人口の推移

本市の人口は、平成24年10月1日現在で50,170人です。平成20年から平成24年にかけて、633人減少しています。

世帯数は、平成24年10月1日現在で20,332世帯です。平成20年から平成24年にかけて、524世帯増加しています。

■総人口と世帯数の推移

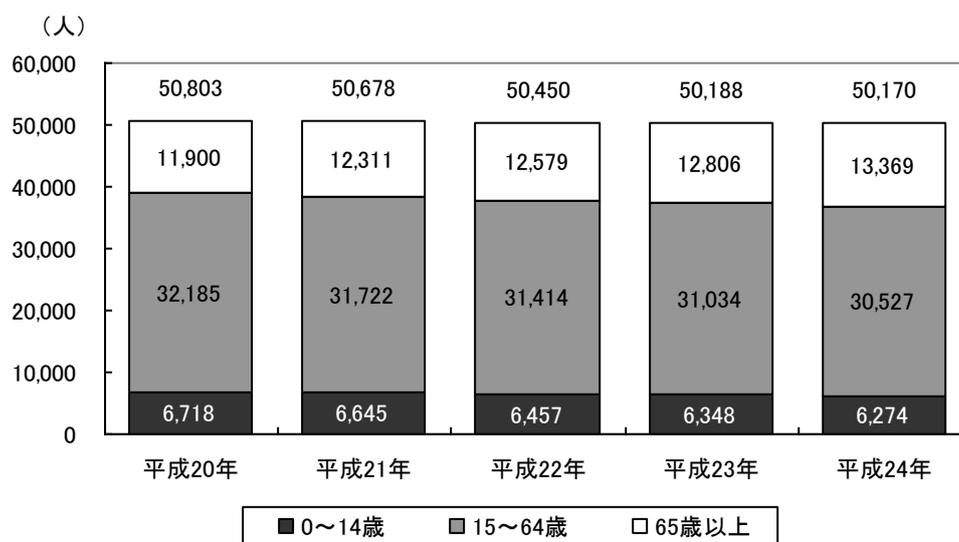


資料：住民基本台帳・外国人含む（各年10月1日現在）

(2) 年齢階級別人口の推移

年齢3区分別人口の推移については、0～14歳及び15～64歳の人口はともに減少しています。一方、65歳以上人口は増加傾向となっており、平成20年から平成24年にかけて1,469人増加しています。

■年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳・外国人含む（各年10月1日現在）

第2節 本市の子どもの状況

(1) 出生数の推移

出生数については、平成20年から平成24年にかけて、減少傾向となっています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出生数(人)	390	372	347	335	333

資料：人口動態調査

(2) 保育所園児数の推移

保育所園児数については、平成20年から平成24年にかけて700人前後の横ばいで推移しています。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
私立(人)	469	469	487	465	467
公立(人)	247	241	233	228	233
合計(人)	716	710	720	693	700

資料：『伊豆の国市の教育』（各年5月1日現在）

(3) 幼稚園児童数の推移

幼稚園児童数については、平成20年から平成24年にかけて、減少傾向となっています。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
私立(人)	157	152	159	179	181
公立(人)	668	709	674	608	578
合計(人)	825	861	833	787	759

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4)小・中学校の児童生徒数の推移

小・中学校の児童生徒数については、平成 20 年から平成 24 年にかけて、小学生、中学生ともに減少傾向となっています。

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
小学生(人)	2,745	2,673	2,678	2,646	2,606
中学生(人)	1,417	1,433	1,411	1,417	1,382

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

(5)学童保育(放課後児童クラブ)利用児童数の推移

学童保育（放課後児童クラブ）利用児童数については、平成 20 年から平成 23 年にかけて増加傾向となっていますが、平成 23 年から平成 24 年は横ばいとなっています。

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
小学生(人)	230	264	277	288	287

資料：伊豆の国市の教育（各年 5 月 1 日現在）

(6)地域子育て支援センター利用者数の推移

地域子育て支援センターの利用者数については、平成 20 年から平成 24 年にかけて、増加傾向となっています。

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
すみれ	8,335	10,100	8,517	9,252	8,612
たんぽぽ		4,929	6,870	9,802	11,255
(ひまわり分園)	(5,217)	(1,915)	—	—	—
合計	13,552	16,944	15,387	19,054	19,867

年間延べ利用人数

資料：社会福祉課(各年 3 月 31 日現在)

第3節 本市の高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

平成20年から平成24年にかけて、本市の高齢化率は23.3%から26.0%へと2.7ポイント上昇しています。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
65歳以上(人)	11,733	12,140	12,509	12,673	13,056
高齢化率(%)	23.3%	24.0%	24.7%	25.2%	26.0%

資料：高齢者支援課（各年4月1日現在）

(2) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯数については、特に高齢者単身世帯の伸びが大きくなっています。また、平成22年には、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の合計が、総世帯数の約20%となり、5世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっています。

	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者単身世帯	994	1,337	1,755
高齢者夫婦世帯	1,315	1,677	2,031
高齢者同居世帯	4,004	4,330	4,676
(一般世帯数)	17,398	18,098	18,715

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 老人クラブの状況

市内の平成24年3月時点における老人クラブ数と加入者数については次のとおりです。

	伊豆長岡地区	葦山地区	大仁地区	合計
クラブ数(クラブ)	15	13	12	40
加入者数(人)	900	1,655	676	3,231

資料：高齢者支援課（平成24年3月31日現在）

(4)要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は増加傾向にあり、平成24年10月末現在で2,007人、認定率は15.0%となっています。

(人)	要支援		要介護					合計	認定率
	1	2	1	2	3	4	5		
平成20年	109	296	220	269	331	255	193	1,673	14.0%
平成21年	123	264	247	286	314	314	194	1,742	14.1%
平成22年	159	246	301	309	282	286	207	1,790	14.2%
平成23年	140	300	300	334	296	289	234	1,893	14.8%
平成24年	154	295	327	348	311	324	248	2,007	15.0%

資料：介護保険事業状況報告（各年10月31日現在）

第4節 本市の障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数(身体障がい)については、平成20年の1,695人から平成24年の1,694人へとほぼ横ばいとなっています。身体障がいの種類別については、肢体不自由が全体の5割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数（身体障がい）の推移

(人)		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計		1,695	1,675	1,656	1,661	1,694
年齢別	18歳未満	46	37	35	34	35
	18～64歳	593	585	559	545	537
	65歳以上	1,056	1,053	1,062	1,082	1,122
等級別	1級	669	656	646	664	675
	2級	316	305	301	291	286
	3級	249	252	241	243	240
	4級	280	278	283	290	315
	5級	93	92	92	85	85
	6級	88	92	93	88	93
種類別	視覚障がい	144	134	127	127	129
	聴覚障がい ・平衡機能障がい	94	93	94	91	90
	音声・言語・そし やく機能障がい	16	12	11	16	16
	肢体不自由	989	978	971	966	975
	内部障がい	452	458	453	461	484

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(2)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数（知的障がい）については、平成20年の247人から平成24年の275人へと増加傾向となっています。

■療育手帳所持者（知的障がい）の推移

(人)		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計		247	256	248	261	275
年齢別	18歳未満	53	62	60	64	62
	18～64歳	182	173	171	179	194
	65歳以上	12	21	17	18	19
等級別	A(重度)	99	100	97	99	103
	B(軽度)	148	156	151	162	172

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい）については、平成20年の117人から平成24年の175人へと増加傾向となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい）の推移

(人)		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計		117	141	143	157	175
等級別	1級	13	13	11	11	9
	2級	71	92	97	102	115
	3級	33	36	35	44	51

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(4)自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療費（精神通院）受給者数については、平成20年の351人から平成24年の388人へと増加傾向となっています。

■自立支援医療費（精神通院）受給者の推移

(人)		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計		351	343	337	360	388

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

第5節 本市の地域の状況

(1)生活保護の状況

生活保護の受給状況については、平成20年から平成24年にかけて、世帯数、人員ともに増加傾向となっています。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
世帯数(世帯)	248	282	338	381	459
人員(人)	305	351	443	499	592

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

(2)交通事故の発生状況

交通事故の発生件数・負傷者数については、平成20年から平成23年にかけてはほぼ横ばいで推移してきましたが、平成23年から平成24年はともに増加傾向となっています。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
発生件数(件)	406	393	400	385	440
負傷者数(人)	547	512	532	521	608
死者数(人)	1	3	2	4	2

(人身事故のみ)

資料：大仁警察署管内犯罪と交通事故のあらまし(各年1月1日から12月31日)

(3)福祉団体の状況

平成24年4月1日現在、市内の主な福祉分野の登録団体は次のとおりです。

団体名	人数(会員数・団員数)
民生委員児童委員協議会	123
老人クラブ連合会	3,250
赤十字奉仕団	366
身体障害者福祉会	197
手をつなぐ育成会	145
遺族会	572
精神保健福祉会	28

資料：伊豆の国市社会福祉協議会（平成24年4月1日現在）

第6節 アンケート調査からみえる地域の状況

(1) アンケート調査の概要

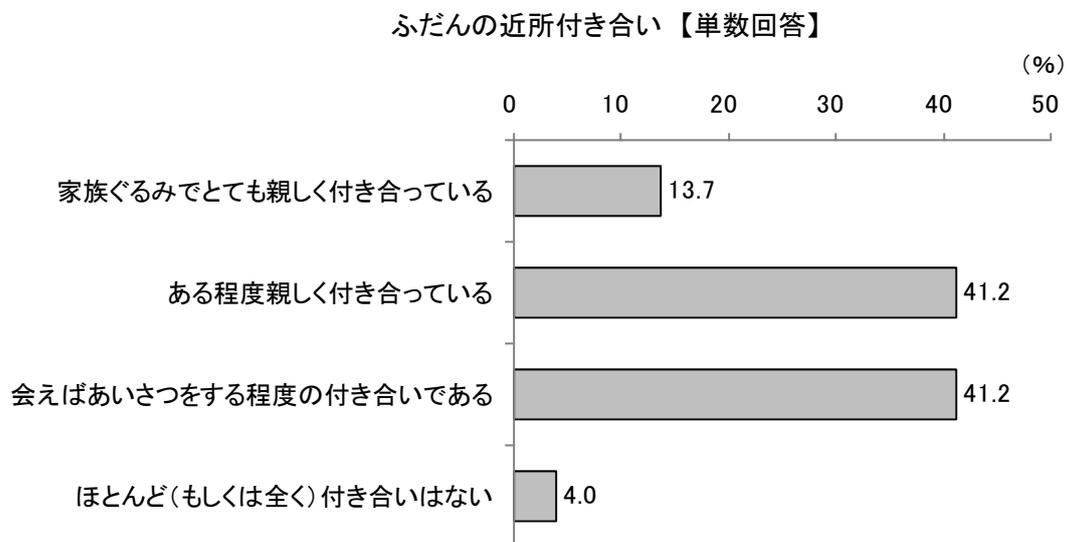
市内の地域福祉の状況を把握するため、社会福祉協議会でアンケート調査を実施しています。調査結果からみえる主な事項は次のとおりです。

調査対象	20歳以上の市民 2,000人		
調査期間	平成24年12月		
回収結果	配布数: 2,000	有効回収数: 595	有効回収率: 29.8%

(2) アンケート結果より

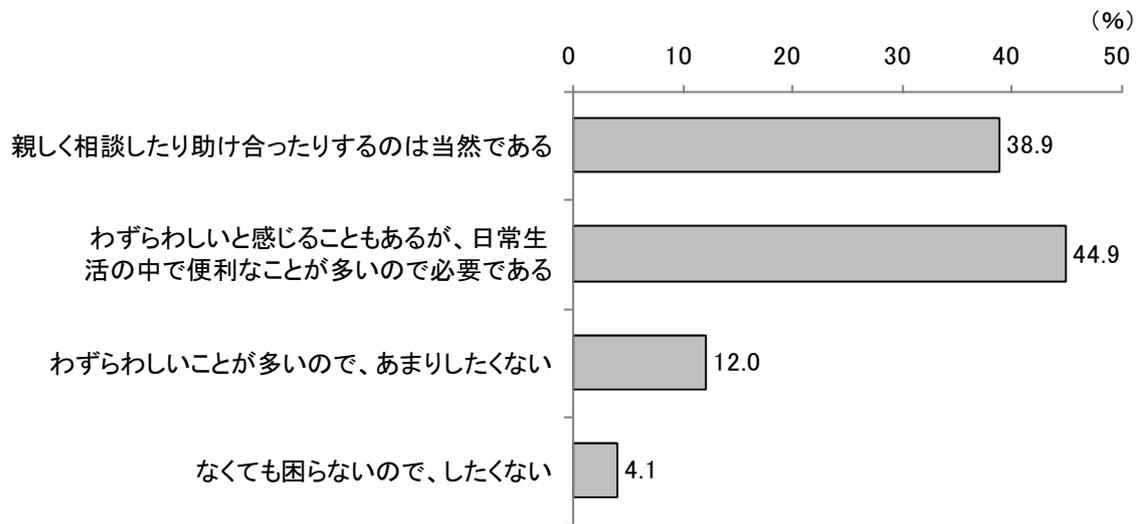
① 隣近所との関わりについて

ふだんの近所付き合いについては、「ある程度親しく付き合っている」と「会えばあいさつをする程度の付き合いである」がそれぞれ41.2%と最も高くなっています。



近所付き合いの考え方については、「わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で便利なことが多いので必要である」が44.9%と最も高く、次いで「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が38.9%となっています。

近所付き合いの考え方【単数回答】

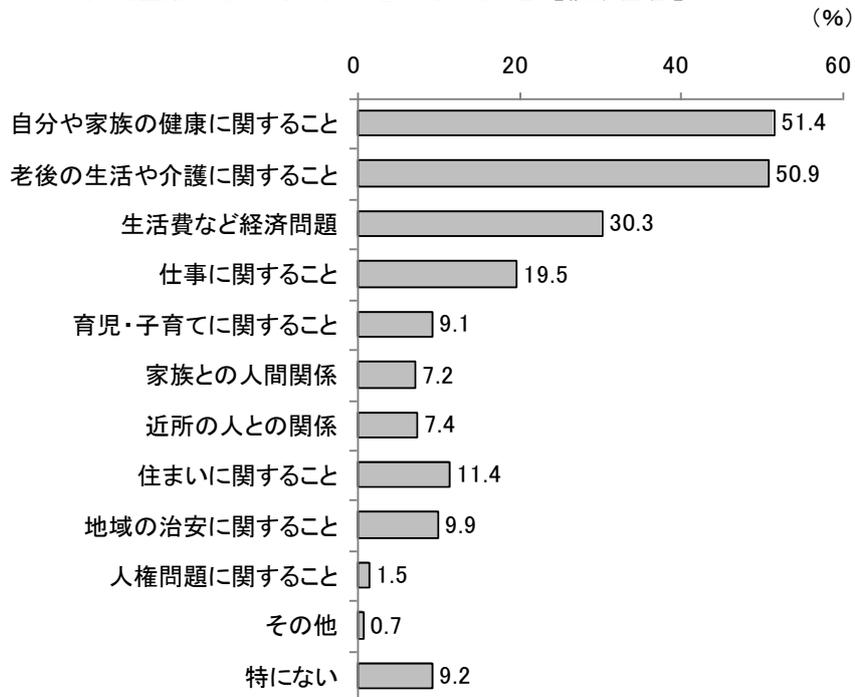


②日常生活上の課題について

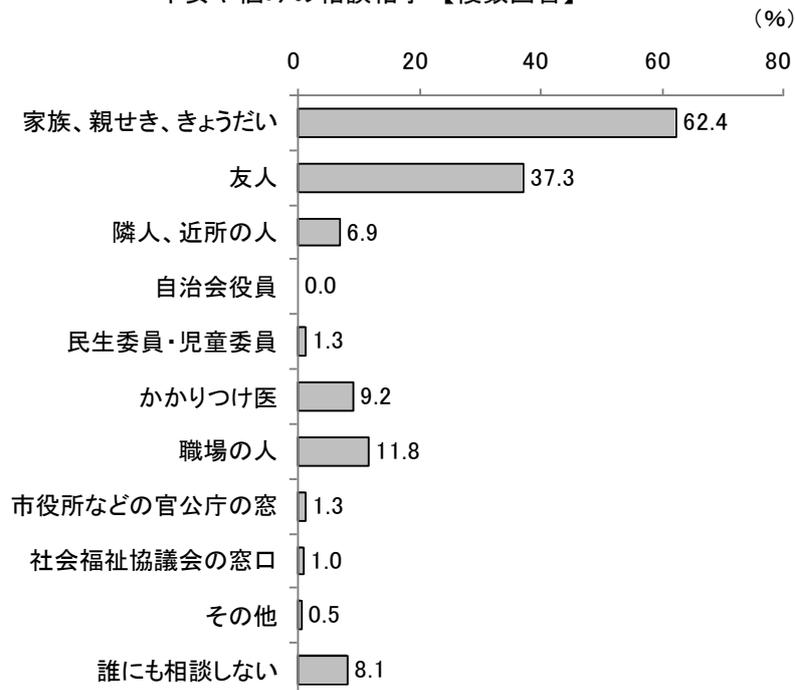
日常生活のなかで不安に思っていることについては、「自分や家族の健康に関すること」が51.4%と最も高く、次いで「老後の生活や介護に関すること」が50.9%となっています。

不安や悩みの相談相手については、「家族、親せき、きょうだい」が62.4%と最も高く、次いで「友人」が37.3%となっています。

日常生活のなかで不安に思っていること【複数回答】



不安や悩みの相談相手【複数回答】

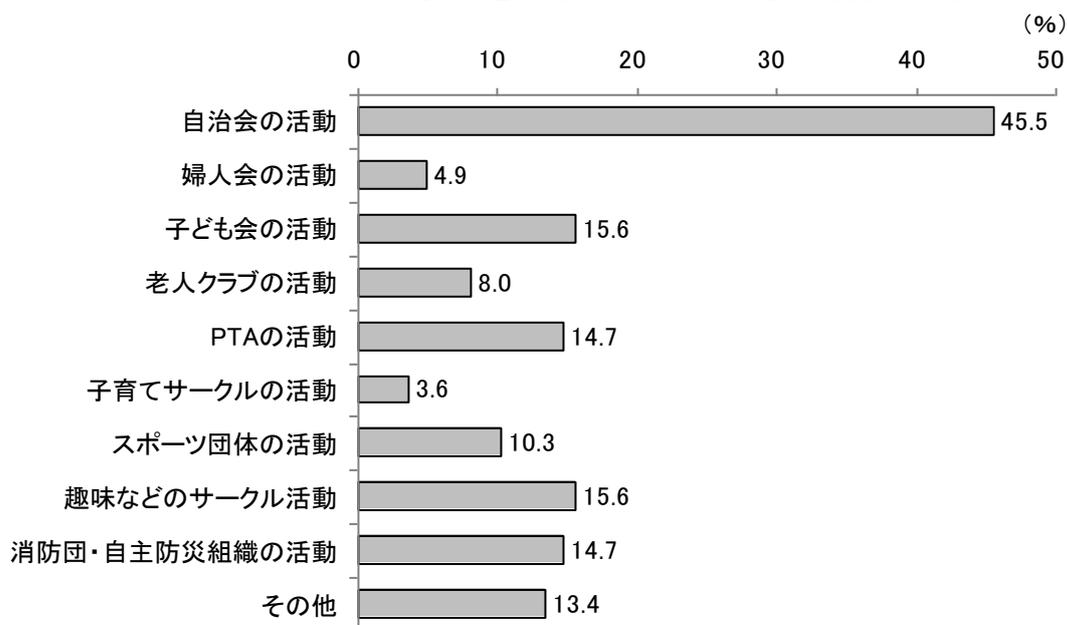


③地域活動・ボランティア活動について

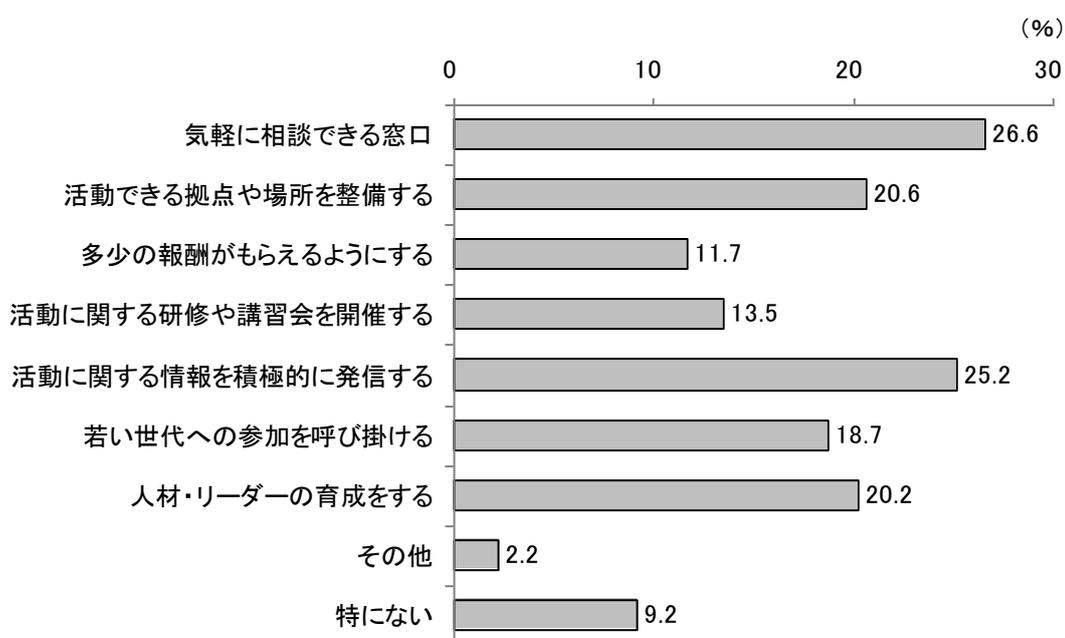
この5年間に行った地域活動・ボランティア活動については、「自治会の活動」が45.5%と最も高く、次いで「子ども会の活動」「趣味などのサークル活動」がそれぞれ15.6%となっています。

地域活動・ボランティア活動を広げるために必要なことについては、「気軽に相談できる窓口」が26.6%と最も高く、次いで「活動に関する情報を積極的に発信する」が25.2%となっています。

この5年間に行った地域活動・ボランティア活動【複数回答】



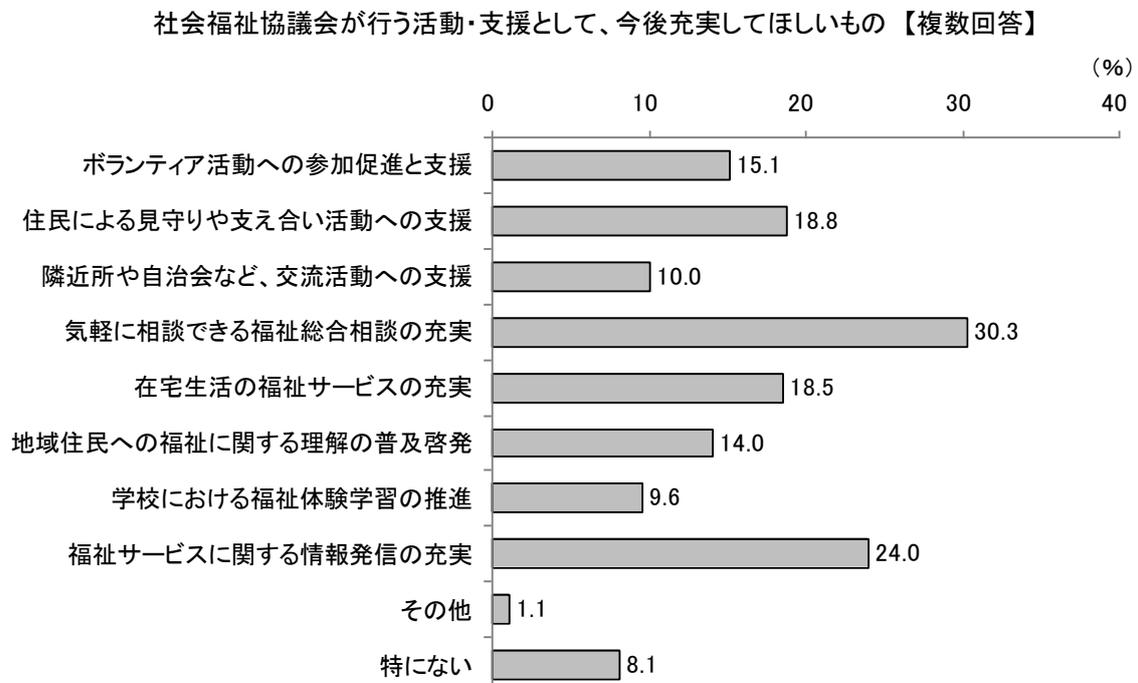
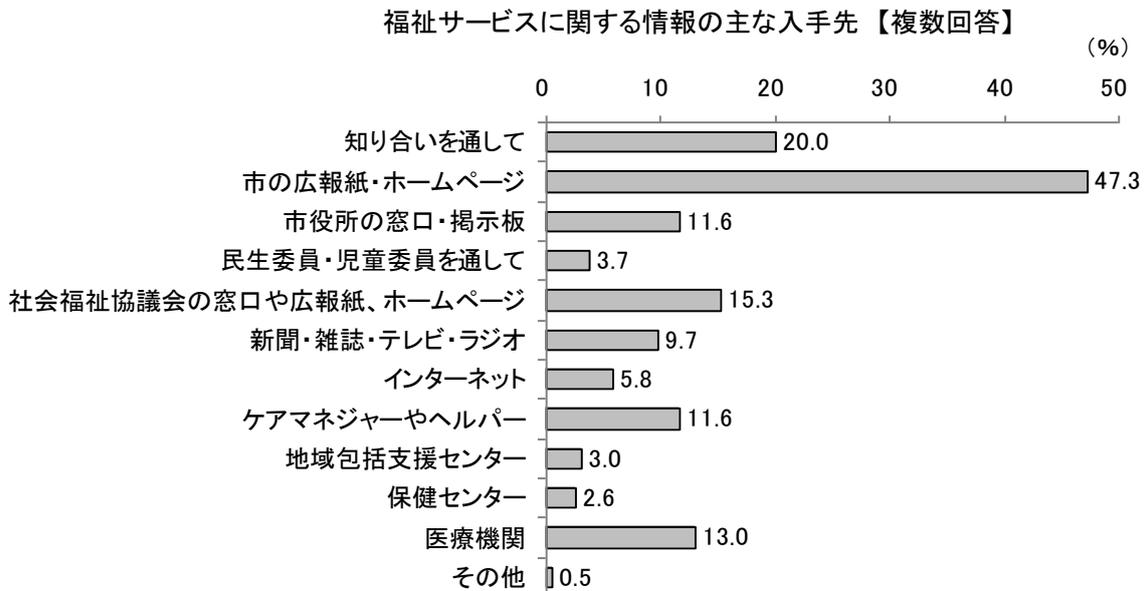
地域活動・ボランティア活動を広げるために必要なこと【複数回答】



④福祉サービスについて

福祉サービスに関する情報の主な入手先については、「市の広報紙・ホームページ」が47.3%と最も高く、次いで「知り合いを通して」が20.0%となっています。

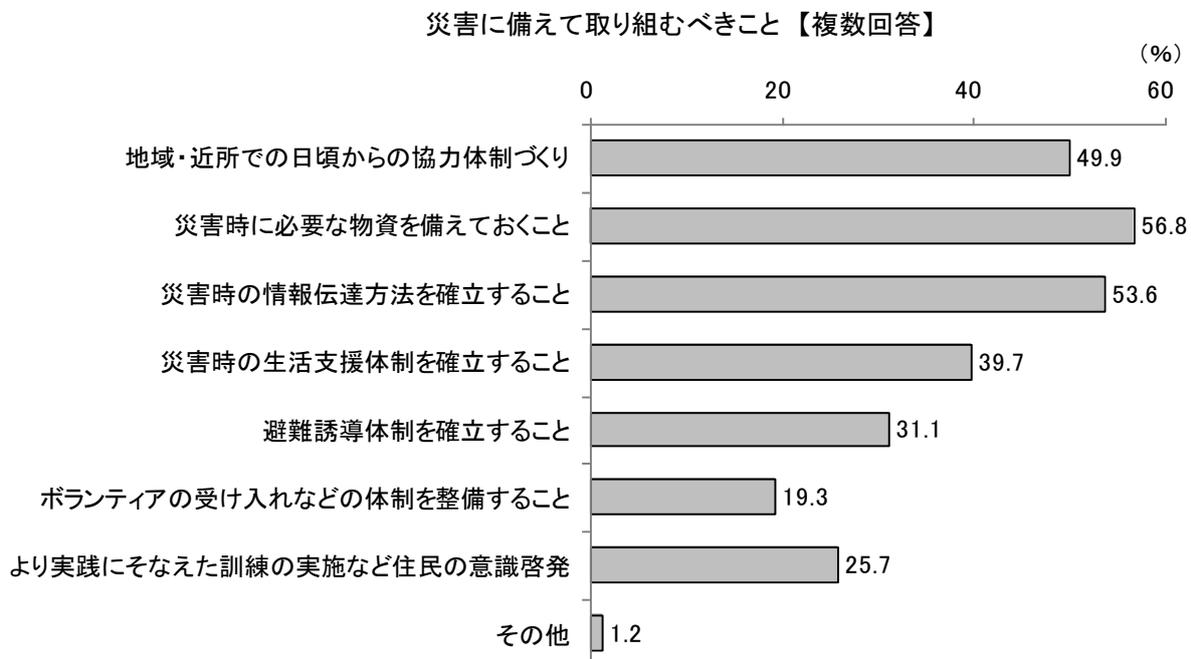
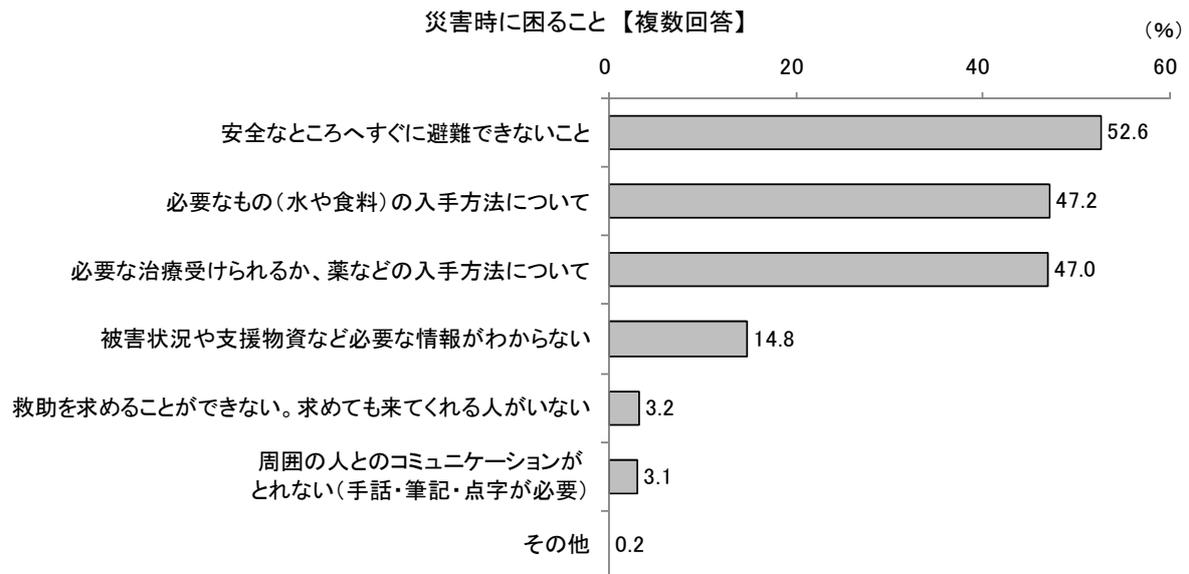
社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものについては、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が30.3%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報発信の充実」が24.0%となっています。



⑤災害時のことについて

災害時に困ることについては、「安全なところへすぐに避難できないこと」が 52.6%と最も高く、次いで「必要なもの（水や食料）の入手方法について」が 47.2%、「必要な治療受けられるか、薬などの入手方法について」が 47.0%となっています。

災害に備えて取り組むべきことについては、「災害時に必要な物資を備えておくこと」が 56.8%と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法を確立すること」が 53.6%、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」が 49.9%となっています。



第7節 関係団体ヒアリングの実施について

(1) 関係団体ヒアリングの概要

本計画の策定にあたって、日頃より市内で地域福祉に関する活動を行っている団体から、本市における地域福祉上の課題や改善に向けたご意見等をうかがいました。

	対象団体	備考
1	民生委員・児童委員協議会	平成 25 年1月 11 日ヒアリング実施
2	自治会	
3	伊豆の国市社会福祉協議会	
4	小学校 PTA・子ども会	
5	身体障害者福祉会	
6	ボランティア連絡会	ヒアリングシートによる意見受領
7	伊豆の国市消防団	

① 民生委員・児童委員協議会

<p>■ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び役員の協力が必要。 ・民生委員・児童委員の資質向上のための研修をより充実させることが必要。 ・民生委員・児童委員の活動の PR 不足。 ・行政による活動支援の充実。 ・民生委員・児童委員協議会の一本化(3地区合体)。 ・65 歳以上の高齢者が 25%を超える地区で民生委員だけの地域福祉活動は荷が重すぎる。 ・個人情報保護のため、高齢者、一人暮らし、生活保護者、母子父子家庭等の情報が途絶えがちになってしまうので、新しい情報が必要。 ・民生委員・児童委員について、市民はもっと信頼してほしい。
<p>■ 課題の解決策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災会の活用と充実を図る。 ・民生委員の専門的な知識アップを図るべく、勉強会等の回数を充実する。 ・民生委員はどのような仕事を進めているか広報等で住民に PR を図る。 ・活動の中で急を要することが多数あり、行政との連携を強化する。 ・区の組織の中に、地域福祉担当(福祉部会)をつくり、その中に民生委員を配置して、地域福祉を区全体で把握する。 ・行政から幅広い情報が民生委員に伝わるようにする。 ・民生委員の活動区域を今の 180~220 戸に一人から、100~150 戸に一人にして負担を軽くする。 ・区長をもっと長く続けてもらう。

■地域のつながりを強める提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の組単位、向こう三軒両隣の絆を深める。 ・地域での祭りやイベント、伝統行事を続ける。 ・各自治会単位で関係団体のネットワークを構築する。 ・いきいきサロンが多くの地域で活発に行われるよう働きかける。
■地域福祉の充実に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが参加できるサロンや行事を充実していく。 ・要援護者の見守り活動を進めていく上で自治会との連携強化が必要。 ・民生業務と包括支援センターとの情報交換が進められたらよい(月1回くらいの会議)。 ・高齢者の健康管理の一環として、戸外での運動会などによる高齢者との意思疎通を図る。 ・自治会等に入っていない高齢者世帯や一人暮らし高齢者を掘り起こし、地域包括センターとの相談窓口を開く。 ・自治会等に入っていない高齢者世帯や一人暮らし高齢者との交流は、災害時の避難や支援の時に役立つ。

②自治会

■課題	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間の意思疎通が難しくなっており、福祉そのものが冷めている。 ・区が市の下請け団体のようになっている。
■課題の解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の伝統や文化財をうまく利用し、世代間のつながりを強める。 ・区に情報・資料を提供し、自主性をもってやってもらうような仕組みが重要。
■地域のつながりを強める提案	<ul style="list-style-type: none"> ・祭りや行事をきっかけに、地域の絆を作っていくことが重要。 ・体育祭などのイベントは、準備も大変だが触れ合う機会づくりとして有効である。 ・祭りや行事も、やり方や種目選択等を工夫していかなければならない。
■地域福祉の充実に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・社会構造の変化に合わせたやり方を考えながら、世代を超えて交流できるような仕組みを考えていかなければならない。

③伊豆の国市社会福祉協議会

■課題	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立死の社会問題化、生活保護受給者の拡大等、社会的孤立や経済的困窮の問題が深刻化してきている。小口生活費の確保が必要。 ・地域福祉の推進には、地域福祉活動計画の策定・包括支援センターの運営・災害対策等、行政との連携が必要。 ・ボランティアの高齢化が進んでいる。 ・合併後も旧町意識が強く残り、施設の配分など旧町エリアごとになってしまう。 ・市内施設の利用に関して、様々な制約があり、ボランティア団体の利用などが制限されている。
■課題の解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と社協のより一層の連携強化とともに、地域のネットワークの構築を図っていく。 ・行政・社協と市民・ボランティアが協働し、地域のニーズ把握と支援を充実させていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な福祉サービスの充実を図る。 ・地域福祉活動の条件を整備する。 ・区長、民生委員・児童委員等が共同で地区要援護者マップ作りの促進。 ・災害などニーズに合ったボランティア講座や人材養成を行う。 ・コーディネーター等が関わり、市民目線で施設の有効利用の方法を検討する。
■地域のつながりを強める提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ネットワークの構築を推進する。 ・地域福祉活動計画の策定。 ・小地域ネットワーク活動の推進(ネットワーク会議)。 ・災害ボランティアセンター運営訓練の実施。 ・災害発生の際、被災地への職員派遣や義援金・物資の受付、映画上映などの協力体制を充実させる。
■地域福祉の充実に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう、行政と社協で協力し合い、地域がもつ支え合いの暮らしの仕組みを強化できるよう進めていきたい。 ・ボランティア活動者が日頃活動している拠点は、災害時の拠点にもなる。

④小学校 PTA・子ども会

■課題	<ul style="list-style-type: none"> ・習い事が多く、地域活動に参加できない子どもたち、参加に消極的な親たちが多い。 ・通学路の防犯が課題。
■課題の解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の運動会等、他の行事と重ならないよう調整し、交流機会の確保を図っていく。 ・地域の防災訓練等に小学生も参加できるようにしてほしい。
■地域のつながりを強める提案	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃、子供たちの登下校時にお世話になっている防犯パトロール隊の皆様と、防犯地域交流会(デイキャンプ)を通じて交流を深めるようにする。 ・安全・安心な通学路を目指し、子ども110番の家の普及増加を図る。 ・青少年育成会による「あいさつ運動」を通じて地域との交流を深める。

⑤身体障害者福祉会

■課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が高齢化している。 ・情報が少ない。 ・外出にあたって、ヘルパーを頼むのが難しい。 ・災害時の避難が困難。
■課題の解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のPRをもっと行政にしてほしい。 ・災害時に備え地元自治会の役員さんたちに知ってもらっておくことが重要。 ・災害時など、避難の仕方などを常に考えるようにする。
■地域のつながりを強める提案	<ul style="list-style-type: none"> ・会員組織の中では情報は伝わるので、会員になってほしい。

⑥ボランティア連絡会

■課題	<ul style="list-style-type: none"> ・交通移動手段、荷物運搬、メンバーの高齢化。 ・活動資金の確保。 ・配食を行っているグループもあるが、利用するにはいろいろ規制があり、本当に必要な人が利用できるよう規制を緩和してほしい。 ・本当に困っている人を支援できるようにコーディネーターの必要性を感じる。
■課題の解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい仲間や若い世代や男性の参加を促進する。 ・ボランティア活動の意味、内容、活動の様子などメディアを使い発信し、広く知ってもらう。
■地域のつながりを強める提案	<ul style="list-style-type: none"> ・大きい所から小さい所へという小地域福祉化を推進する。 ・自分の住んでいる地区行事(文化祭等)への参加、また小規模通所施設へ出向くような活動の推進。

⑦伊豆の国市消防団

■課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、団員のサラリーマン化や少子高齢化に伴い団員が減少しており、団員確保に苦労している。
■課題の解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・団員確保に向けた援助があればよい。 ・地域において、困った時だけ消防団に頼るのではなく、地域においても消防団への理解や活動の重要性を認識してもらえるようなPRを実施する。
■地域のつながりを強める提案	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、地域防災の要となる消防団の活動は、非常に重要な役割になる。 ・消防団においては、火災防御のみならず、女性消防隊を発足し、市民に向けた救急救命講習により応急手当や啓発を図っている。こうした活動が共助につながっていけばと思い継続して行なっていきたい。

第8節 本市の地域福祉に係る課題のまとめ

市の現状、各種データやヒアリング等から、本市の地域福祉に係る課題を次のとおりまとめました。

(1) 地域への愛着とつながりの強化

近年、自分の住む地域のことに関心をもたず、近所にいながらお互いの顔を知らない、あいさつも交わさない、といったつながりの希薄化が全国的に進んでいます。

アンケート調査では、「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」「ある程度親しく付き合っている」を合わせて5割を超えるなど、本市においては近所付き合いをしている割合が比較的高いことがうかがえます。

一方、本市でも、団体ヒアリング等から、地域活動やボランティア活動で組織の高齢化が進み、役員等のなり手も不足している状況が見られます。

地域福祉は市民が主役となり、市民が地域に愛着をもって互いにつながり、支え合うことで成り立ちます。市民、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関・団体等市内の様々な活動主体が連携し、つながりを広げていくことが重要です。

また団体ヒアリングでは、祭りや伝統行事など、地域資源を生かして地域の連帯を強める取組みが重要との指摘もあります。近所付き合いなど、地域で人と人とのつながりをどのように広げ、強化していけるのか、一層の検討が必要です。

今後、ますます高齢化が進み福祉ニーズも多様化する中、公的サービスだけでなく、市民が主体となる自助、共助による取組みの推進が求められます。

(2) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援

核家族化の進行や価値観の多様化などに伴い、家庭での子どもの養育や高齢者介護のあり方にも変化が生じています。また、社会経済環境も急速に変化しており、必要とされる福祉ニーズも多様化、複雑化しています。

アンケート調査では、日常生活のなかでの不安として「老後の生活や介護に関すること」が上位に挙がっています。

団体ヒアリングでも、本市において社会的孤立や経済的困窮の問題の深刻化が指摘されています。

市では、子ども、高齢者、障がいのある人など、各分野においてきめ細かい福祉サービスを展開していますが、一人ひとりの状況に応じて、地域の中で切れ目のない適切な支援を行うには、サービスの充実とともに地域全体の連携と協力による支援が必要です。

また、支援が必要な人が適切な支援を受ける上で、十分な情報とともに、気軽にいつでも相談できる体制づくりが欠かせません。

アンケート調査では、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものにつ

いて、「福祉サービスに関する情報発信の充実」や「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」といった、情報提供、相談に関する項目が上位に挙がっています。

さらに、福祉サービスを受けるにあたっては、経済的な負担や心理的な抵抗感をもつことも考えられます。子ども、高齢者、障がいのある人だけでなく、低所得者や在住外国人など、多様な生活環境をもつ人たちの実情に沿った適切な支援の実施が必要です。

今後は、福祉サービスに関する情報提供と相談の体制づくりを強化するとともに、必要とする人に適切な支援を提供できるよう、福祉サービスの充実を図る必要があります。

(3)地域ぐるみの安全・安心の確保

「健康」は、暮らしの安心の基本です。本市は医療施設にめぐまれ、また温泉資源を活用した健康づくりなども進められています。

アンケート調査では、日常生活上の課題について、「自分や家族の健康に関すること」が最も高くなっています。

住み慣れた身近な地域で、安心して医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図っていくことが求められます。また、普段から気軽に相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の一層の普及も重要です。

また、子どもや高齢者を狙った犯罪が増加傾向にあります。犯罪の抑止や虐待防止などについても、日頃からの地域ぐるみの見守りが重要です。

そして先の東日本大震災では、災害時要援護者の安全確保の難しさが指摘されています。

団体ヒアリングでも、普段から地域防災活動に関心をもつことを求める意見や、災害時の避難体制についての不安の声などが挙がっています。

今後は、地域ぐるみの防犯・防災活動や見守り活動の一層の充実を図るとともに、災害時に要援護者を確実に助けることできる体制づくりを構築していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市の地域福祉をめぐる課題およびこれまでの地域福祉分野における取組み等を踏まえ、本計画の基本理念を引き続き前回計画と同様、次のとおり定めます。

市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに

第2節 計画推進の視点

上記の基本理念のもと地域福祉を進めていく上で、次の視点をもって取り組みます。

(1) 市民感覚の重視

市民一人ひとりが、日頃感じ、望んでいることを大事にし、市民の生活に根差した支援を行います。

支援を必要とする市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かな福祉サービスの提供に努めます。

(2) 適切な支援

サービスや支援を必要としている方に、適切な形でサービスや支援を受けていただけるよう、市民や関係機関等と連携しながら、情報提供や相談、サービス提供の充実を図ります。

(3) 人権の尊重

一人ひとりの主体的な意思を尊重し、尊厳が保たれるよう配慮するとともに、虐待や暴力などの人権侵害の防止を図ります。

第3節 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおり定めます。

基本目標1 福祉文化の醸成

地域福祉の原点は、近所付き合いをはじめとする人と人とのつながりです。地域全体のつながりが強まるよう、さまざまな活動や交流の活性化を図り、市民・関係機関・行政の連携により支え合う地域づくりを目指します。

市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手です。地域福祉の推進に向けて、地域福祉に対する市民の関心を高め、市民の手で行われているさまざまな地域活動やボランティア活動の支援を図るとともに、さまざまな活動を担う人材育成に努めます。

基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実

サービスや支援を必要としている方が、それぞれの状況に合った適切な形で福祉サービスや支援を受けられるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

福祉サービス提供事業者等と連携し、多様化する福祉ニーズに対応した福祉サービス基盤の充実とサービス提供を進めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、市民の自主的な健康づくりや生きがいつくり活動を支援するとともに、誰もが安心できる地域医療体制の充実を図ります。

災害時における要援護者の安全確保に努めるとともに、近年増加傾向にある虐待や暴力などの人権侵害についても地域の気配りで防止を図るなど、さまざまな視点から地域が一体となって安全・安心に暮らせる環境づくりを目指します。またバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、誰でも安心して外出し、地域での活動に参画できることを目指します。

第4章 具体的な取組み

本計画では、3つの柱（基本目標）を基に、次の体系に沿って地域福祉の推進を図ります。

基本目標	具体的な取組み
基本目標1 福祉文化の醸成	1 地域福祉の推進体制
	2 市民主体の地域福祉の推進
	3 福祉の意識づくり
基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実	1 サービスを利用しやすい環境づくり
	2 人権の尊重
	3 福祉サービス提供基盤の整備
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり	1 健康づくり、生きがいづくりの推進
	2 地域の安全・安心の確保
	3 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進
	4 市民の移動手手段の確保

基本目標1 福祉文化の醸成

1 地域福祉の推進体制

【現状と課題】

市民が主体となった地域福祉のまちづくりを実現するためには、地域住民・関係機関・行政が連携して取り組むことが重要です。

市では、広報紙・ホームページ等により情報発信するとともに、市政懇談会等の開催を通じて市民意見の把握に努めていますが、さらに情報交換の場を増やして連携を深めていく必要があります。

団体ヒアリングでも、さまざまな形で地域住民・関係機関と行政の連携強化を求める意見が出されています。

今後は、地域住民・関係機関と行政の連携体制の充実に向けて、互いに具体的な交流、情報・意見交換の機会を増やし、参加していくことが求められます。

【施策の方向】

市民・関係機関・行政の交流、連携体制の充実に向けて、具体的な交流、情報・意見交換の機会を増やし、誰もが参加しやすい環境を整えます。

【施策】

(1) 市民・関係機関・行政の連携体制の充実

① 庁内推進体制の充実

関係課の連携強化に向けた仕組みづくりを通じて、庁内各課の連携による地域福祉推進体制の充実を図ります。

② 市民参画の推進

市民参画による行政の各計画の策定をはじめ、市民意見の把握に努めるとともに、自立と協働について、さらなる市民意識の醸成を図ります。

③ 情報交換の推進

区長会をはじめ、地区懇談会、まちづくりご意見箱やホームページ等により、市民・関係機関・行政が情報交換を効果的に行う仕組みの充実を図ります。

④ 個人情報の保護と適切な管理・運用

個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適切な管理を徹底します。

要援護者に対して必要な支援を行うため、支援を必要とする本人や家族等の承諾のもと状況把握に努め、得られた情報については関係団体等と共有するとともに適切な管理と活用を行います。

⑤ 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との定期的な連絡調整会等を通じて、一層の連携強化を推進します。

(2) 交流機会の確保

① 市民と行政の意見交換の推進

市政懇談会の開催や、まちづくりご意見箱などの活用を通じ、市民と行政との意見交換機会の増加を図ります。

【それぞれの役割】

市民	●行政の活動に関心を持ち、積極的に対話の機会に参加するよう努めます。
社会福祉協議会	●行政、関係機関と連携し、地域福祉活動を推進します。 ●地域福祉懇談会を開催し、市民との対話を図ります。 ●地域福祉活動計画の周知を図ります。
関係機関・団体	●行政等との情報交換、連携を図ります。 ●活動内容について市民に積極的な広報を行います。

2 市民主体の地域福祉の推進

【現状と課題】

市内には51の行政区があり、市民による地域活動の中核として、さまざまな役割を担っています。

アンケート調査では、地域活動として、自治会活動への参加割合が高くなっています。一方で、活動を広げるためには、若い世代への参加呼びかけや、人材・リーダーの育成を必要とする割合も高くなっています。

自治会活動をはじめとする地域活動の活性化に向けて、今後も若い世代の積極的な参加と経験豊かな高齢者世代との交流を通じた人材・リーダーの育成が課題です。

ボランティア活動については、本市でもさまざまな個人・団体が活動し、多様な福祉ニーズを支えています。

関係団体ヒアリングでは、災害などニーズに合ったボランティア講座や人材養成を望む意見が挙がっています。

また、民生委員活動などを進めるにあたっては、自治会、区長、区役員の協力が不可欠であると指摘されています。

今後は、市内のさまざまな活動主体が交流と連携を強化し、市民主体の地域福祉の一層の活性化を図る必要があります。

【施策の方向】

市民の地域活動・ボランティア活動への積極的な参画を促進するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域福祉を支える人材育成を支援します。

【施策】

(1) 市民の地域福祉活動への支援

① 地域で活動する団体への支援

市民に各行政区の活動への参加を促すとともに、地域づくり推進事業への補助等を通じて、地域福祉活動への支援を行います。

② 活動人材の育成

社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成のための講座の開催や、ボランティア活動情報の提供など活動を支える人材の育成・確保を図るとともに、ボランティア団体と連携しながら、人材の育成に努めます。

③ ボランティア活動への支援

社会福祉協議会等と連携し、各団体の活動・交流機会、活動拠点の確保など活動への支援を図ります。

各団体活動の組織体制の強化を目指し、団体の法人化等を促進します。

ボランティア活動の体験機会の確保など市民が気軽に参加しやすい仕組みや機会づくりに努めます。

④ ボランティア活動の介護保険料交換制度の検討

高齢者のボランティア活動に対する介護保険料交換制度について、他市事例の把握など引き続き導入に向けた調査研究を行います。

⑤ 連携の促進

さまざまな機会を通じて、社会福祉協議会、ボランティア連絡会、NPO法人等との連携強化を図ります。

⑥ 民間活力の利用促進(指定管理者制度の推進)

地域福祉に関連するさまざまなサービスの向上に向けて、指定管理者制度の導入可能性のある施設について、積極的に検討していきます。

(2) 社会福祉協議会への支援、連携

① 地域福祉活動計画との連携

本市の地域福祉施策の効果的な推進に向けて、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と本計画の連携を図ります。

② 社会福祉協議会活動への支援

社会福祉協議会事業への支援、社会福祉協議会と連携した事業展開を図ります。

(3) 民生委員・児童委員活動への支援

① 活動の周知

民生委員・児童委員が行う地域福祉活動等について、市民への積極的な周知を図ります。

② 活動への支援

社会福祉協議会等と連携し、民生委員・児童委員のニーズに合った学習機会の提供や、活動上の悩みに対する適切な相談の実施等を通じて、活動への支援に努めます。

③ 連携の充実

個人情報の取り扱いに留意した上で要援護者への適切な支援が図られるよう、民生委員・児童委員と行政、関係機関等との連携体制の充実を図ります。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●地域の人たちと日頃からあいさつや交流を行います。●地域活動、ボランティア活動などに積極的に参加します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●行政等と連携し、ボランティアの育成に努めます。●行政等と連携し、ボランティアのネットワーク化を図ります。●地域福祉活動計画に基づく活動を推進します。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">●ボランティア体験機会等の提供に努めます。●地域のさまざまな活動に参加します。

3 福祉の意識づくり

【現状と課題】

地域福祉が地域に根付くためには、日常生活の中で、お互いが自然な形で助け合えるような意識づくりとともに、ノーマライゼーションの理念の普及が重要です。

地域の中で、子どものときからの学習や体験は、福祉の意識づくりにおいて非常に効果的です。本市では、子どもの学習段階に応じて、社会福祉協議会と連携した福祉教育や、福祉体験機会づくりを進めています。

また、福祉意識を育むには、子どもから大人まで、地域のすべての人が日頃から福祉に関心を持ち、活動に参加しようとするのが大切です。大人についても、生涯学習活動の中で、福祉に対する関心を高めていくことが求められます。

団体ヒアリングでは、習い事などのため、地域活動に参加できない子どもが多いことや、参加に消極的な親が多いことが指摘されています。一方で、地域の防災訓練等に小学生も参加できるようにすることなども提案されています。

今後も、各学校の創意工夫や生涯学習活動を通じた学習など、行政と関係機関や団体が連携して子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習機会を充実し、福祉の意識づくりを進めることが望まれます。

【施策の方向】

生涯を通じて福祉の心を育めるよう、関係機関・団体との連携のもと、学校教育、生涯学習を通じた福祉教育、ノーマライゼーションの理念普及を目指します。

【施策】

(1) 学校における福祉教育の推進

① 福祉教育実践校の促進

社会福祉協議会と連携し、福祉教育実践校における福祉体験等への支援を通じて、福祉教育の充実を図ります。

夏休みなどの長期休暇を利用した福祉体験の機会を、小学生から高校生までの各教育段階において実施します。

② 学校生活における福祉の意識づくり

社会福祉協議会と連携し、各教科や総合的な学習の時間等を活用した、各学校の創意工夫による福祉教育の推進を支援します。

(2) 生涯学習における福祉教育の推進

① 福祉に関する学習機会の確保

庁内関係課並びに関係機関・団体等が連携し、社会教育の講座、教室の中に地域課題等、地域に密着した福祉テーマ等を取り入れ、福祉教育を推進します。

【それぞれの役割】

市民	●日頃から福祉に関心をもち、学習します。
社会福祉協議会	●行政や学校等と連携し、福祉学習、体験活動を支援します。
関係機関・団体	●福祉についての学習、体験機会の提供に努めます。

基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実

1 サービスを利用しやすい環境づくり

【現状と課題】

核家族化の進行や価値観の多様化などに伴い、必要とされる福祉ニーズも多様化、複雑化しています。また、一人暮らし高齢者の増加と、孤立化なども大きな課題となっています。

本市では、各分野においてきめ細かい福祉サービスを展開していますが、一人ひとりの状況に応じた、切れ目のない支援に向けて、サービスの一層の充実を図ることが求められます。

また、支援が必要な人が適切なサービスを選択し利用する上で、十分な情報提供と相談の体制づくりが欠かせません。

アンケート調査では、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものについて、「福祉サービスに関する情報発信の充実」や「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」といった、情報提供、相談に関する項目が上位に挙がっています。

さらに、福祉サービスを受けるにあたっては、経済的な負担や心理的な抵抗感などによって利用が妨げられることのないよう、一人ひとりの状況に応じた適切な支援の実施が必要です。

今後は、福祉サービスに関する情報提供と相談の体制づくりを強化するとともに、必要とする人に適切な支援を提供できるよう、福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

支援を必要とする人に適切な支援が届くよう、関係機関・団体、事業者等と連携し、情報提供、相談体制の充実を図ります。

【施策】

(1) 情報提供の充実

① 広報紙の充実

誰でもわかりやすく読みやすい記事の掲載や紙面づくりを通じて、福祉関連の情報提供の充実を図ります。

② 市ホームページの充実

誰もが閲覧しやすく、必要な情報を簡単に探し出せるよう、文字の拡大や外国語表記の導入などの工夫を充実するとともに、各課との連携を通じて、市ホームページの充実を図ります。

③ 地域ぐるみの情報提供の充実

相談を受ける民生委員・児童委員、区役員、ケアマネジャー等を通じて、福祉サービス等に係る情報提供を推進します。

(2) 相談体制の充実

① 総合的な相談体制の検討、推進

福祉の総合的な相談窓口として、各福祉サービス分野の中から基幹的な相談支援事業を選定し、専門スタッフを配置するなど総合的な相談体制を推進します。

地域包括支援センターをはじめ、各相談窓口や関係機関、各相談員等との連携の充実を図ります。

② 相談技術の向上

相談員の研修機会の提供や、相談対応マニュアルの作成などを通じて、相談技術の向上を図ります。

相談機関間のネットワークや調整会議等を通じて、相談事例の共有と、適切な相談対応技術の向上を図ります。

③ 相談機関の周知

老人クラブ、サロン等の会合など、さまざまな場や機会を利用して、地域包括支援センター等相談機関についての周知を図ります。

④ ピアカウンセリングの推進

市民の参画を得ながら、同じ悩みや困りごとを抱えている人が相談相手となるピアカウンセリングの推進に努めます。

(3) サービスの利用促進

① サービス未受給者等の把握、対応

社会福祉協議会による地域での見守りネットワーク、民生委員・児童委員、区役員、ケアマネジャーをはじめ、市内の民間企業や商工会・観光協会等とも連携しながら、一人暮らしで体の弱い高齢者など、支援が必要にもかかわらず支援が届いていない人を把握するとともに、必要な情報提供を通じて適切な福祉サービスの利用へとつなげていきます。

② 外国人への支援

外国語版生活ガイドブック・パンフレットの作成や、観光エリア等における外国語表記の拡充など在住外国人や市内を訪れる外国人への情報提供の充実を図ります。

③ 低所得者の自立支援

民生委員の協力を得て必要に応じ生活保護制度による保護を実施するとともに、就労支援員等を通じた就労等の支援を行い、自立できる生活の構築を目指します。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●日頃から福祉や福祉サービスに関する情報入手に努めます。●近所に困っている人がいれば、行政等相談機関に知らせます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス等の情報提供を充実します。●相談体制と相談技能の向上を図ります。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス等の情報提供の充実を図ります。●行政・関係機関・団体との情報交換・連携を充実させ、適切な対応の実施に努めます。

2 人権の尊重

【現状と課題】

福祉サービスの利用が増加していますが、適切なサービスを適切な対価で利用するには、十分な情報や相談支援が欠かせません。サービス利用者の意思や尊厳が尊重されるための支援の充実が必要です。

近年、子育ての悩みや介護疲れなどに伴う、子どもや高齢者に対する虐待が問題となっています。本市では、高齢者虐待防止ネットワーク会議や、要保護児童対策地域協議会と連携し、弱者の虐待防止対策を推進しています。

また、高齢化の進行に伴い、今後は認知症高齢者の増加も見込まれます。知的障がい者などとともに、財産等の適切な保護に向けて、成年後見人の利用を促すことが重要です。

そして、学校においては、いじめや不登校といった問題が生じたとき、学校や関係機関が連携し、適切な対応をとれるよう体制の整備と関係者間の緊密な情報交換・交流が求められます。

【施策の方向】

一人ひとりの主体的な意思を尊重し、尊厳が保たれるよう配慮するとともに、虐待や暴力、いじめなどの人権侵害の防止を図ります。

【施策】

(1) 人権擁護の推進

① 関係機関の連携

高齢者虐待防止ネットワーク会議や、要保護児童対策地域協議会等との連携により、市民の人権擁護を推進します。

② 成年後見制度利用支援事業の周知

認知症や知的障がい者をはじめ、対象となる市民に成年後見制度利用支援事業を周知し、制度の利用を促進します。

③ 日常生活自立支援事業の促進

社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図ります。

④ 人権擁護委員の活動への支援

人権被害者の相談支援や啓発を行う人権擁護委員の活動を支援します。

⑤ いじめ・不登校対策の推進

わかあゆ教室（適応指導教室）の推進やスクールカウンセラーの配置など、小・中学校、PTA等関係機関が連携し、児童生徒のいじめ防止・不登校への適切な対応を図ります。

(2) 人権擁護の意識啓発

① 人権擁護の意識啓発

学校教育を通じた児童生徒への人権教育や、生涯学習において、人権問題についての市民意識の啓発を推進します。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●人権問題に関心をもち、理解を深めます。●虐待などを目にしたり耳にしたら、相談機関に知らせます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●行政、市民と連携し、虐待などの防止、早期発見・対応を図ります。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">●行政等との情報交換に努めます。

3 福祉サービス提供基盤の整備

【現状と課題】

本市では子育て支援、障がい者支援、高齢者支援等さまざまな分野で福祉サービスが提供され、市民の福祉ニーズに対応していますが、高齢化の進行などとともに、必要なサービス量も増加し、ニーズの多様化も進むことが見込まれます。

必要とされる福祉サービスが確実に提供されるよう、計画的なサービス提供基盤の整備を進めるとともに、利用者ニーズを踏まえた質の高いサービス提供を行うための研修などを通じて、サービスの質の向上を図る必要があります。

また、温泉資源など、本市の特徴を生かした介護予防講座や、市内中学生や事業所をはじめとするさまざまな市民に対する認知症サポーター養成講座を実施しています。今後も関係機関・団体等と連携し、支援を必要とする人を支えるネットワークや仕組みづくりを進めていく必要があります。

【施策の方向】

支援を必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、福祉サービス提供基盤の充実を図るとともに、サービスの質の向上と適切な評価に基づく情報提供の充実を図ります。

【施策】

(1) 個別計画の推進

① 個別計画の推進と連携

「伊豆の国次世代育成支援後期行動計画」「伊豆の国市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」「伊豆の国市第2次障害者計画・第3期障害福祉計画」「伊豆の国市健康プラン」等、各個別計画を推進し、市民の福祉、健康づくりへの支援を図ります。

推進にあたっては、関連する計画、事業等との調整、連携に努めます。

(2) 福祉サービス提供基盤の充実

① 福祉サービス提供事業者の参入促進

子育て支援サービス、介護保険サービス、障がい福祉サービスなどの利用者ニーズを踏まえ、適切なサービスを安心して利用できるよう、サービス提供事業者の参入を促進します。

② 専門性の高い人材の育成

介護予防教室のスタッフ育成や、ヘルパー資格取得のための講習会の実施など、専門性の高い人材の育成を図ります。

③ 子育てへの支援

子育てで家庭のニーズを踏まえながら、児童館や地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどにおいて、子育てに取り組む家庭を支援します。

また、児童の一時預かりや病児・病後児保育、地域の協力を得ながら、放課後児童教室等の一層の充実を図ります。

仕事と子育てなど生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、子育て家庭が働きやすい職場環境づくりに関するPR等を行います。

市の障害児支援計画を作成し、障害児支援センターの設置を推進します。

④ 福祉サービスの充実

高齢者等への介護保険サービス、市の高齢者施策、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスなどの提供を推進します。サービスの提供にあたっては、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない適切な支援が図られるよう、関係機関・事業者・行政等が連携し、きめ細かな対応を図ります。

⑤ 要援護者の暮らしへの支援

一人暮らし、低所得、虚弱、認知症の高齢者、障がいのある人等の暮らしの場として、グループホームなどの確保を促進します。

福祉村に開所したケアホーム等を通じて、障がいのある人の地域生活と就労の支援を推進します。

⑥ 認知症高齢者への支援

民生委員・児童委員、老人クラブ、市内中学生等を対象とする認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する市民の理解を促進するとともに、地域ケア会議における社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との認知症のネットワークづくりを推進します。

（３）福祉サービスの向上

① サービスの質の向上

サービス提供事業者や医療機関、行政間の連携を密にし、利用者のニーズを踏まえた質の高いきめ細やかなサービス提供の充実を図ります。

② サービスの適切な評価

保育園、幼稚園等における第三者評価を推進するとともに、高齢者、障がいのある人等の福祉サービスへの第三者評価の普及を図ります。

サービス利用者へ、サービス提供事業者等についての情報提供に努めます。

静岡県による第三者評価事業の活用促進を図ります。

(4) 支援を必要とする人を支える仕組みづくり

① 地域のネットワークづくり

温泉など市の資源を有効に活用しながら、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関・団体、地域住民、行政が連携し、住み慣れた身近な地域の中で、切れ目のない支援や見守りの実現を目指した地域ネットワークづくりを推進します。

② 庁内関係課等の連携

高齢者、障がいのある人等へのより適切な支援と、虐待等の問題発生に対する迅速な対応を実現するため、庁内関係課等の連携を強化し、きめ細かい福祉サービスの提供を促進します。

【それぞれの役割】

市民	●福祉サービスについての理解に努めます。
社会福祉協議会	●福祉人材の育成、福祉サービスの充実を図ります。 ●行政、市民等と連携し、地域ぐるみの福祉ネットワークの構築を推進します。 ●行政等と連携し、福祉サービスの適正な評価と事業への反映に努めます。
関係機関・団体	●行政、市民等と連携し、地域ぐるみの福祉ネットワークの構築を推進します。

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

1 健康づくり、生きがいつくりの推進

【現状と課題】

市民が地域の中で生涯にわたり安心していきいきとした暮らしを実現するためには、一人ひとりの状況に応じた健康づくりとともに、生きがいつくりを進めることが重要です。

本市では、伊豆の国市健康プランに基づき、各健康分野に応じた健康づくりを推進していくために健診、健康教育、相談等を実施しています。また温泉などの自然資源や地域資源を活用した健康づくりや交流機会の充実を図っています。

医療体制については、救急医療の円滑な実施を進めるとともに、かかりつけ医などの普及啓発を図っています。今後も、関係機関と連携して、救急医療体制の充実を図る必要があります。

また、シルバー人材センターや老人クラブ等の活動を通じて高齢者の生きがいつくりを支援するとともに、関係機関等と連携しながら生活弱者、高齢者、障がいのある人など一人ひとりの状況に応じた適切な就労支援や相談体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

近隣市町との連携や、本市のさまざまな資源を活用しながら、市民の生涯にわたる健康づくり、生きがいつくりに向けた支援の充実を図ります。

【施策】

(1) 健康の維持増進と環境整備

① ライフステージに応じた健康づくりへの支援

「伊豆の国市健康プラン」を推進し、妊娠・出産、乳幼児期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じた各種健診、健康教育、健康相談、訪問事業などとともに、市民の自主的な健康づくり活動の実践を支援します。

② 地域資源を生かした健康づくりの推進

温泉や自然環境を活用した健康講座の充実、生活習慣病の重症化を予防するための各種支援体制の整備、地域サロン活動への支援など市内の多様な人材や資源を活用しながら、保健、医療、福祉等の連携による健康づくりへの支援を行います。

③ 健康関連事業等の集積促進

保健事業の効果的な実施と見直しに向け、健康・医療関連産業や学術研究機関等との連携と、情報集積を促進します。

(2) 地域医療体制の充実

① 救急医療体制の充実

市内外の医療機関の連携強化を通じて、救急医療体制の充実を図ります。

② 災害時の救護体制の拡充

要援護者の避難体制の整備や健康支援の充実を図り、地域の防災活動について普及啓発を推進します。

(3) 生きがいづくりへの支援

① シルバー人材センターの活動への支援

高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進に向けて、高齢者のニーズ等を踏まえた活動内容の充実を図るとともに、活動の運営費等への支援を推進します。

② 老人クラブ活動への支援

高齢者の生きがいの充実や心と体の健康づくり、社会参加の促進に向けて、各地区での介護予防教室スタッフの育成・確保とともに、クラブの自主運営に向けた支援を推進します。

③ 生涯学習等の活動への支援

年齢や障がいの有無などにとらわれない交流や活動機会や場の提供を行うとともに、生涯学習活動に参加するきっかけづくりや活動への支援を行います。

④ 就労支援

関係機関と連携し、若者から高齢者まで、就労を希望する市民に対する情報提供や相談支援を行います。

⑤ ニート・ひきこもり対策の推進

ニート・ひきこもりの状態にある若者に対して、情報提供や相談など社会参加に向けた支援に努めます。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●積極的に健康づくりに努めます。●かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局をもつよう心がけます。●趣味や学習など、生きがいのある暮らしを心がけます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●福祉等に関する学習機会の提供を図ります。●サロン活動、ふれあい広場活動の充実を図ります。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">●健康づくり、生きがいづくりに関する機会の提供、活動の支援に努めます。

2 地域の安全・安心の確保

【現状と課題】

先の東日本大震災では、多くの犠牲に見舞われましたが、本市においては今後も全市民の協力のもと、防災対策に万全を期することが重要です。

要援護者の安全確保も非常に大きな課題となっており、要援護者の適切な把握と情報共有をもとに、具体的な避難誘導體制の構築を図る必要があります。

団体ヒアリングにおいても、障がいのある人の災害時避難が困難であることや、支援側にも新しい情報が途絶えがちであることなどの問題が指摘されています。

本市では、市民による防犯パトロールなどの活動が行われているとともに、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの育成などを行っています。今後も、防犯・防災活動を行う市民活動の支援を進める必要があります。

【施策の方向】

個人情報管理の適切な管理に留意しながら、地域ぐるみでの要援護者の安全確保と防犯・防災体制の充実を図ります。

【施策】

（1）地域ぐるみの要援護者の安全確保

① 自主防災組織への支援

自主防災組織への市民の参加を促進するとともに、資機材整備への補助を行うなど、活動への支援充実を図ります。

② 要援護者の把握と情報共有

要援護者本人の承諾のもと、庁内関係課や民生委員・児童委員、各区等において要援護者の情報を把握するとともに、適切な個人情報管理のもと、リストを作成して共有化を図り、緊急時等に活用できる体制を整えます。

関係機関等と連携し、最新の情報が共有できる仕組みづくりを目指します。

③ 要援護者への支援

関係機関等により把握した要援護者情報を活用し、日頃から要援護者とのつながりの強化、支援を図ります。

地域サロンや民生委員・児童委員等による要援護者の見守り活動を全市に広げるよう促進していきます。

民生委員や自主防災会との連携を強化していくとともに災害時要援護者支援体制の理解を得るためのPRに努めます。

(2) 要援護者に配慮した防災対策の推進

① 地域防災計画の推進

「伊豆の国市地域防災計画」に基づき、地域ぐるみで実践的な防災訓練を行うなど、要援護者の安全確保を図ります。

② 情報伝達の充実

障がいの状況等に応じた情報伝達手段の整備や、防災行政無線等の整備・訓練の継続実施を図ります。

③ 避難体制の充実

地域の協力のもと、日頃から地域の要援護者を把握するとともに、災害時の避難体制の充実を図ります。

④ 避難場所の整備

避難場所において継続した介護、看護等が行える体制の整備を促進します。

関係機関の協力のもと、市内の保健センターや特別養護老人ホームなどを要援護者の避難場所として確保します。

(3) 災害ボランティアの育成

① 災害ボランティアの育成、支援

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの育成を図るとともに、災害時ボランティアセンターの立ち上げ、活動訓練を支援します。

活動訓練等を通じて、災害時ボランティアセンターの仕組みや災害時における地域住民としての役割の理解普及に努めるとともに、災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの育成を図ります。

② ボランティア活動への支援

市内のボランティアのほか、災害時には全国から本市を訪れるボランティア等の活動が効果的に行えるよう、ボランティア受入れ体制の強化を図ります。

(4) 地域ぐるみの防犯体制の強化

① 市民による防犯パトロールへの支援

市民による防犯パトロールの実施を働きかけるとともに、各団体の情報交換、交流等の機会の確保に努めます。

防犯パトロールについての広報等を通じて、新たなパトロール隊員の参加を支援します。

② 防犯意識の向上

通学路指導や防犯教室等の実施や、高齢者学級（寿大学等）における防犯教室の開催など学校教育や社会教育において、市民の防犯知識や意識の向上を図ります。

③ 防犯情報の提供

不審者情報等について迅速に市民の注意喚起ができるよう、防犯情報の提供体制の充実を図ります。

④ 関係機関の連携

地域ぐるみの防犯活動の充実に向けて、警察、市民の活動団体等との情報交換・連携強化を図ります。

（５）防犯環境の整備

① 防犯灯の整備

地域の実情に応じ、地区との調整を図りながら、防犯灯の設置、修繕を推進します。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●地域の要援護者等の見守り、手助けに努めます。●地域の防犯・防災活動に積極的に参加します。●日頃から地域の人たちと交流し、犯罪等が起こりにくい環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●市民、行政等と連携し、要援護者の把握と情報共有を行います。●支援が必要な人を、福祉サービスへつなげます。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">●市民、行政等と連携し、要援護者の把握と情報共有を行います。●市民、行政等と連携し、防犯・防災活動を支援します。

3 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人など市民の誰もが気軽に外出し、思い思いの活動や地域活動に参加できるまちづくりが重要です。本市においても公共施設、道路・歩道のバリアフリー化を進めるとともに、観光都市として、訪問者の利便性や景観に配慮した環境整備に取り組んできました。

今後も、高齢者や障がいのある人などの自立した日常生活や社会生活を確保するために公共交通機関、道路、公園施設、建築物の構造設備の改善を図り、利便性と安全性の向上を促進することが求められています。

また、不特定多数が訪れる民間の生活関連施設等についても、ユニバーサルデザインに基づく施設整備やバリアフリー化を働きかけています。

一方で、違法駐車や違法駐輪など、歩行者や車いすの通行を妨げる行為がみられることも事実です。今後も、関係者や関係機関との協力を得ながら、移動が困難な人の視点に立った気配りの方法や、視覚障がい者誘導ブロックの意義などについて啓発を進めるとともに、バリアフリー化についての情報提供を進めることが求められます。

【施策の方向】

高齢者、障がいのある人などの協力を得ながら、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の措置を講ずることにより、移動上及び施設利用上の利便性と安全性の向上を図り高齢者や障がいのある人が活動しやすいまちづくりの環境整備を推進します。

【施策】

(1) 公共施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進

① 公共施設の整備

道路や公園、その他公の施設については、身体障がい者用トイレ、視覚障がい者誘導ブロックの設置、通路の段差解消など優先度の高い施設からユニバーサルデザイン・バリアフリー化を図ります。

② 道路、歩道の整備

市道及び歩道の段差解消やモデル地区における電線の地中化等を図るとともに、国・県道についても拡幅やバリアフリー化に向けた整備を要請します。

③ 観光エリアの整備

外国語を含む観光案内看板、誘導標識等の再整備や、バリアフリー対応の観光トイレの設置等、誰もが気軽に訪れることができるよう、ユニバーサルデザインに基づく観光エリアの整備を推進します。

(2) 民間施設の整備促進

① 民間施設のバリアフリー化の促進

不特定多数の人が訪れる生活関連施設等について、ユニバーサルデザインに基づく施設整備、バリアフリー化を働きかけるとともに、施設整備に対する支援を行います。

(3) 意識啓発と情報提供

① 意識啓発の推進

違法駐車、違法駐輪、道路への物品の陳列などにより視覚障がい者誘導ブロックを遮ったり、車いすの通行を妨げないように、市民の意識啓発に努めます。

② バリアフリー情報の提供

市内の公共施設や大規模施設等のバリアフリー化について情報発信を図るとともに、市内の企業や観光施設等と連携し、市民、観光客が利用する施設等についてのバリアフリー情報の提供を図ります。

高齢者や障がいのある人について、一定の条件のもと住宅改修等の補助を行う制度等について周知を図ります。

【それぞれの役割】

市民	● 普段から、移動が困難な人の視点に立った気配りと行動をします。
社会福祉協議会	● 市民、行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の把握、提供に努めます。
関係機関・団体	● 市民、行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の把握、提供に努めます。

4 市民の移動手段の確保

【現状と課題】

高齢化が進行する中、買い物や通院など日常生活を送る上で交通手段の確保が大きな課題となっています。

鉄道やバスなど民間の交通機関に対して、路線網の維持を働きかけていますが、採算上の問題から、市民ニーズを十分に満たすだけの運行を確保することは困難な状況です。

そのため、本市でも自主運行バスの試行や、公共交通に関するアンケート調査、地域住民との意見交換会等を通じて市民ニーズを把握するとともに、「地域公共交通会議」を設置して、よりよい公共交通に向けて検討を行っています。

また、高齢者や障がいのある人の外出には、介助者が必要なケースも増えています。事業者との連携のもと、障がいのある人の外出支援に取り組むとともに、介護ボランティアの育成を支援していくことが重要です。

今後も、市の現状に即した効果的な交通手段の確保と市民の外出支援のサポートを充実する必要があります。

【施策の方向】

高齢者、障がいのある人など誰もが気軽に出かけ、活動できるよう、市の実情に即した交通手段の充実に取り組むとともに、外出支援活動の充実を図ります。

【施策】

(1) 公共交通の整備

① バス路線網の検討

市民ニーズや地域特性を踏まえながら、市の状況に即したバス路線網を検討します。
地域公共交通に関する基本計画を策定します。

② 鉄道との調整

沿線市町及び鉄道事業者が加わる「駿豆線沿線地域活性化協議会」での協議等を通じて、利便性向上に向けた運営ダイヤ調整等の働きかけを行います。

(2) 高齢者、障がいのある人の外出支援

① 高齢者の外出支援

タクシー・バス利用料金助成制度の継続を図り、自主運行バスなど持続可能な地域公共交通の整備を通じて高齢者の外出支援を行います。

② 障がいのある人の外出支援

事業者との連携のもと、移動支援事業などを実施するとともに、タクシー・バス利用料金助成制度の継続を図り、障がいのある人の外出支援を図ります。

③ 介護ボランティアの育成

社会福祉協議会と連携し、高齢者等の通院などの送迎を行うボランティア育成のための研修等を推進します。

【それぞれの役割】

市民	<ul style="list-style-type: none">●高齢者、障がいのある人の外出支援に協力します。●電車やバスの乗り降りなどちょっとした声掛けで、移動の手助けを行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●高齢者、障がいのある人の外出を支援するボランティア育成に努めます。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none">●市民が利用しやすい交通網の維持・充実に努めます。●高齢者、障がいのある人の外出支援サービスの提供に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

本計画の目指す地域福祉を推進する上で、市民、自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、行政等、計画に関わる全ての人々が共通の理解をもつことが重要です。

行政は、市の広報紙やホームページ等を通じて計画の内容について広く周知を図るとともに、地域福祉活動への関与や各種の学習機会等を通じて、地域福祉を推進する人材育成や活動支援を推進します。また、関連する個別計画の着実な実施に努めます。

市民一人一人は、地域や福祉に対する関心をもち、身近にできることから実践していくとともに、地域のさまざまな活動にも積極的に参加し、人と人とのつながりを強めていくことが期待されます。

自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア、福祉サービス事業所、福祉活動団体・組織等には、それぞれの専門等に基づく役割を果たしながら、互いに交流・連携して、市の地域福祉推進に寄与することが望まれます。

市の地域福祉活動の中で大きな役割を担う社会福祉協議会の活動と連携し、さらにその活動の充実を図るため、体制整備等の支援を行います。

上記の各活動主体は、今後一層の交流を通じてネットワークの強化を図り、連携して地域福祉の推進にあたります。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく行政施策の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、関連する個別計画における施策・事業の点検・評価を行い、適宜改善に努めます。また、アンケート調査等をもとに市民の意向を把握し、改善や今後の計画策定に活かします。

本計画は、行政の取組みだけでなく、市民をはじめ、地域が協働・連携して推進していく性格が強いことから、日頃からそれぞれの地域の中で福祉課題について話し合い、市民が主体的に福祉課題に取り組み、改善していくことが期待されます。

第6章 関連資料

1. 策定委員会委員名簿

No.	所属・役職	氏名
1	韮山地区区長会	河野 真人
2	長岡地区区長会	高野 浩一
3	大仁地区区長会	濱口 昭
4	大仁地区民生委員・児童委員協議会	菊池 孝之
5	長岡地区民生委員・児童委員協議会	石橋 昂康
6	韮山地区民生委員・児童委員協議会	浅野 文隆
7	伊豆の国市ボランティア連絡会	麻生 光子
8	伊豆の国市老人クラブ連合会	遠藤 宏
9	伊豆の国市手をつなぐ育成会	室伏 利男
10	伊豆の国市赤十字奉仕団	海瀬 俊子
11	伊豆の国市精神保健福祉会	森野 功
12	伊豆の国市身体障害者福祉会	渡邊 俊夫
13	伊豆の国市地域福祉推進委員	兼子 二三
14	伊豆の国市地域福祉推進委員	蝶 好昌
15	伊豆の国市地域福祉推進委員	岩崎 洋子
16	伊豆の国市地域福祉推進委員	日吉 和代
17	伊豆の国市保健福祉部障がい福祉課	田中 輝美
18	伊豆の国市社会福祉協議会	板垣 徹

順不同・敬称略

2. 用語解説

分類	用語	内容
あ	NPO	民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。地域などにおいて営利を目的とせずにさまざまな社会的・公益的な活動を行う団体。
か	協働	住民、公益活動団体、事業者、行政等異なる主体が、それぞれの強みや機能を生かしながら、対等の立場で協力し合うこと。
さ	災害時要援護者	重度の障がいのある人や一人暮らし高齢者など災害時に避難誘導などの支援が必要な方。
	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識・連帯感に基づき、主に自治会・町内会等を単位として、自主的に結成する防災組織。
	社会福祉協議会	地域住民やボランティア団体、社会福祉施設など地域の福祉関係者と協力して、さまざまな福祉の問題解決を目指す民間の非営利団体。
	成年後見制度	障がいや認知症などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、援助を行う制度。
な	ノーマライゼーション	高齢者や障がいのある人など社会の中で弱い立場の人が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整備するべきであり、また共に生きることが本来の姿であるとの考え。
は	バリアフリー化	高齢者や障がいのある人の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと。段差等の物理的な障がいのほか、障がいのある人の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障がいを除去することをいう。
ま	民生委員・児童委員	民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市や市社会福祉協議会への協力を行うこととされている。
や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等に合わせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境、情報等の設計（デザイン）。

伊豆の国市 第2次地域福祉計画

発行年月 平成25年3月

発行 伊豆の国市

編集 伊豆の国市 保健福祉部 社会福祉課

〒410-2396 伊豆の国市田京299-6

Tel 0558-76-8006

Fax 0558-76-8029
